

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

共生社会地域フォーラム
～障害を理由とする差別の解消に向けて～
内閣府

障害者差別解消法に関する経緯

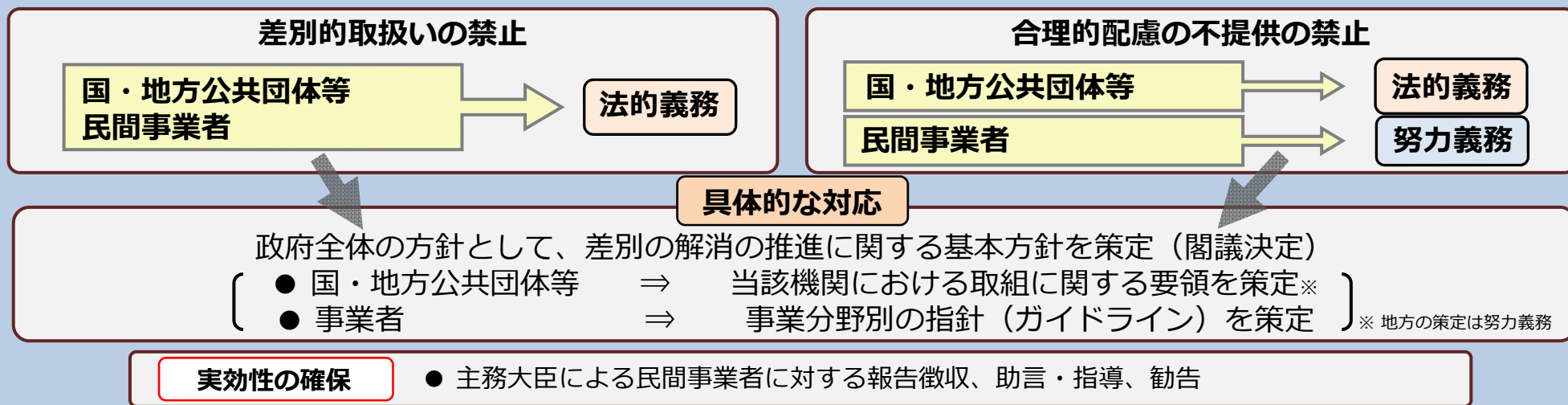
平成 16年	6月	4日	障害者基本法改正（議員立法） ※ 施策の基本的理念として差別の禁止を規定
平成 18年	12月	13日	第61回国連総会において障害者権利条約を採択
平成 19年	9月	28日	日本による障害者権利条約への署名
平成 23年	8月	5日	障害者基本法改正 ※ 障害者権利条約の考え方を踏まえ、合理的配慮の概念を規定
平成 24年	9月	14日	障害者政策委員会差別禁止部会意見取りまとめ
平成 25年	4月	2日	障害者差別禁止立法に関する自公民3党による協議の開始
	4月	26日	障害者差別解消法案閣議決定、国会提出
	5月	31日	衆議院本会議にて可決
	6月	19日	参議院本会議にて可決
		26日	公布・一部施行（全体の施行は平成28年4月1日）
	9月	27日	第三次障害者基本計画閣議決定
	11月	19日	障害者の権利に関する条約衆議院本会議にて承認
	12月	4日	障害者の権利に関する条約参議院本会議にて承認
平成 26年	1月	20日	障害者の権利に関する条約締結

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化

I. 差別を解消するための措置



II. 差別を解消するための支援措置

- 紛争解決・相談** ● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実
- 地域における連携** ● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 啓発活動** ● 普及・啓発活動の実施
- 情報収集等** ● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供